

第14期

千曲川下流地域森林計画変更計画書

(千曲川下流森林計画区)

長野県長野地域振興局管内

[長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村]

長野県北信地域振興局管内

[中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村]

令和4年4月1日変更

計画期間	自	令和	2年	4月	1日
	至	令和12年	3月	31日	

長野県

森林法（昭和 26 年 6 月 26 日付 法律第 249 号）に基づき、地域森林計画書を変更する。
なお、地域森林計画の変更は、令和 4 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

変更理由

- ① 森林の転用、編入等に伴う計画の対象とする森林の区域と面積の変更
- ② 全国森林計画の変更に伴う、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の設定基準、特に効率的な施業が可能な森林の設定基準、林産物の搬出方法等に関する記載の追加
- ③ 市町村の林道計画の変更に伴う林道の開設及び拡張に関する計画の変更

目 次

計画事項のうち下線で示した項目の内容について変更する。また、計画事項に変更のないものは掲載を省略している。

ページ番号は、計画樹立時のものを記載している。

I 計画の大綱

第1 千曲川下流森林計画区の概況	1
1 自然的背景 (位置、気候、地形、地質、土壌)	1
2 社会・経済的背景 (人口、農業、工業・商業、交通、観光)	2
3 森林・林業の現状	4
(1) 森林面積と蓄積	
(2) 民有林の森林資源の内容	
(3) 森林の所有形態	
(4) 森林経営計画の認定状況	
(5) 林業労働の現状	
(6) 林内路網の整備状況	
(7) 保安林の配備状況	
(8) 企業等による森林づくり	
4 計画区の特徴	8
(1) 樹種	
(2) 林業用苗木	
(3) 間伐	
(4) 高性能林業機械	
(5) 素材生産、製材品出荷	
(6) 木材流通	
(7) 先進的な木質バイオマス利用	
(8) 特用林産物	
(9) 森林病虫害による被害	
(10) 野生鳥獣による林業被害	
(11) 長野県北部の地震による土砂災害の復旧	
(12) 多様な森林利用	
5 計画区の課題	14
(1) 森林整備の推進	
(2) 森林保全に向けた取組	

(3) 林業、地域づくりのための担い手確保・育成	
(4) 地域材の利用	
(5) その他	
第2 前計画の実行結果の概要及びその評価	18
1 伐採立木材積	18
2 造林面積	18
3 林道等の開設又は拡張	19
4 保安林	20
5 保安施設地区の指定	20
6 保安施設事業	20
第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	21
1 みんなの暮らしを守る森林づくり	24
(1) 多様な森林整備の推進	
(2) 森林の保全に向けた取組の強化	
2 木を活かした力強い産業づくり	25
(1) 林業再生の実現	
(2) 信州の木の利用促進	
3 森林を支える豊かな地域づくり	27
(1) 森林の適正な管理の推進	
(2) 森林の多面的な利用の推進	

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	29
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	31
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項	31
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
2 公益的機能別施業森林の整備	33
(1) 区域の設定基準	
(2) 施業の方法	
3 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の 基準及び当該区域における森林施業の方法	37
(1) 区域の設定基準	
・ 木材等生産機能維持増進森林の設定基準	
(2) <u>特に効率的な施業が可能な森林の設定基準</u>	
(3) 施業の方法	
4 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	37
第3 森林の整備	39
1 伐採	39
(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	
(2) 立木の標準伐期齢	
(3) <u>立木の伐採・搬出に関する指針</u>	

2	造林	44
	(1) 人工造林	
	(2) 天然更新	
	(3) <u>植栽によらなければ適確な更新が困難な森林</u>	
	(4) その他	
3	保育及び間伐	51
	(1) 保育の標準的な方法	
	(2) 間伐の標準的な方法	
4	林道等路網の整備	56
	(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
	(2) 効率的な森林施業を推進するための作業システムの基本的な考え方と 路網密度の水準	
	(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進 区域)の基本的な考え方	
	(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
	(5) <u>林産物の搬出方法</u>	
	(6) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその 搬出方法	
5	森林施業の合理化等	59
	(1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等	
	(2) 林業に従事する者の養成及び確保	
	(3) 作業システムの高度化	
	(4) 流通・加工体制の整備	
	(5) その他	
第4	森林の保全	63
1	森林の土地の保全	64
	(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
	(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林 の地区	
	(3) 林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
2	保安施設	83
	(1) 保安林の整備	
	(2) 保安施設地区	
	(3) 治山事業	
	(4) 特定保安林の整備	
	(5) その他	
3	鳥獣害の防止	85
	(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の 防止の方法に関する方針	
	(2) その他	

4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護	85
	(1) 森林病虫害等の被害対策	
	(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)	
	(3) 林野火災の予防	
第5	保健機能森林	88
	(1) 保健機能森林の区域の基準	
	(2) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法	
	(3) 保健機能森林における森林保健施設の整備	
	(4) その他	
第6	計画量等	89
1	伐採立木材積	89
2	間伐面積	89
3	<u>人工造林及び天然更新別の造林面積</u>	<u>89</u>
4	<u>林道の開設及び拡張に関する計画</u>	<u>90</u>
5	保安林整備及び治山事業に関する計画	100
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
	(3) 実施すべき治山事業の数量	
6	要整備森林	102
	(1) 要整備森林の所在及び面積	
	(2) 要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期	
第7	保安林その他制限林の施業方法	103

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別森林面積

(単位:ha)

区	分	面積	備考
長野管内	長野市	41,452	増 7ha
	須坂市	8,348	減 0ha
	千曲市	6,906	増 0ha
	坂城町	3,602	
	小布施町	254	
	高山村	7,548	増 0ha
	信濃町	5,271	増 9ha
	飯綱町	3,605	
	小川村	4,216	減 0ha
	計	81,202	増 16ha
北信管内	中野市	4,583	増 0ha
	飯山市	9,739	増 5ha
	山ノ内町	17,849	増 2ha
	木島平村	2,544	増 1ha
	野沢温泉村	3,187	増 2ha
	栄村	11,294	
	計	49,196	増 9ha
計画区総数		130,398	増 25ha

注) 1 森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

2 森林計画図は、千曲川下流森林計画区に含まれる地域の市役所、町村役場及び長野県林務部森林政策課、長野地域振興局、北信地域振興局において閲覧できる。

3 面積は四捨五入のため各項の加算値と総数は必ずしも一致しない。

4 増減面積が 1ha 未満の場合、備考に 0ha にて記載とする。

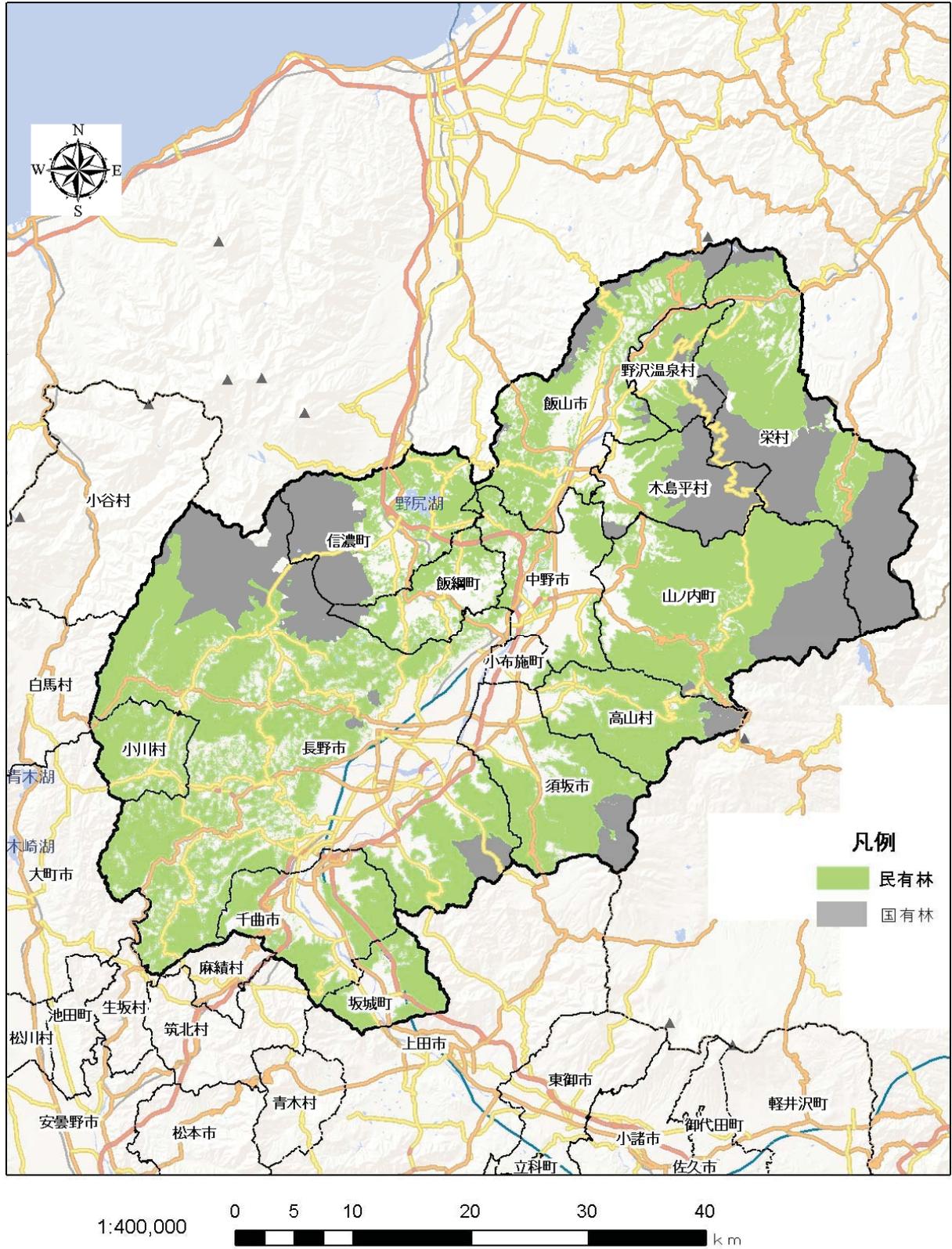
5 森林計画の対象となる民有林(次の(1)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の(3)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)は、次の(1)～(3)までの事項の対象となる。

(1) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の 2 第 1 項の開発行為の許可

(2) 森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の森林の土地の所有者となった旨の届出

(3) 森林法第 10 条の 8 第 1 項の伐採及び伐採後の造林の届出

【計画の対象とする森林の区域図】



第2 森林の整備及び保全の方針等

1～2 (中略)

3 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定基準

【表 2-5】木材等生産機能維持増進森林の設定基準

機能区分	設定基準	設定区域
木材等生産機能維持増進	① 林小班単位で設定する。	① 森林経営計画策定森林 ② 地利級の良い森林 ③ 地位の良い森林 ④ その他木材生産を積極的に行う森林

(2) 特に効率的な施業が可能な森林

【表2-6】特に効率的な施業が可能な森林の設定基準

機能区分	設定基準	設定区域
木材等生産機能維持増進区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域	林小班単位で設定する。	次の①～⑤すべてに該当する森林 ① 人工林が過半 ② 地位3以上の森林が過半 ③ 平均傾斜が30度以下 ④ 道から林小班までの距離が200m以内 ⑤ 制限林は除外 ※ これらの条件に準ずると市町村長が判断した箇所

(3) 施業の方法

【表 2-7】施業種別の方法

施業種	施業の方法
植栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 「植栽によられなければ適確な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を原則2年以内に植栽する。 「特に効率的な施業が可能な森林」の区域内における人工林の伐採後は、原則2年以内に植栽する。
間伐	おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以内の伐採とする。
主伐	林齢 標準伐期齢以上
	伐採方法 皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。 伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
	伐採立木材積 伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カマルカセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。

注) ・伐採率は、立木材積で計算します。
・期待成立本数：現実林分における樹種別、林齢別の標準的なヘクタール当たり本数

第3 森林の整備

1 伐採

(1)～(2) (略)

(3) 立木の伐採・搬出に関する指針

立木の伐採・搬出に当たっては、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないよう配慮することを踏まえ、林業事業者等が主伐時における立木の伐採・搬出する場合は、国で定める「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」に則して伐採・搬出することとします。

2 造林

造林は、主伐後の適確な更新及び過去の伐採跡地、未立木地等による裸地状態の解消のために行うものであり、人工造林及び天然更新別に次により定めます。

なお、市町村森林整備計画における造林に関する事項は、以下の内容を参考に定めるものとします。

(1) 人工造林

① 人工造林の対象地 【表 3-5】

人工造林対象地	木材生産の適地
	森林の有する多面的機能の発揮が必要な土地
	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

② 人工造林の対象樹種及び植栽本数

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定することとします。

なお、植栽する樹種を選定にあたっては、事業対象地域に分布、生育する樹種は、土壌条件や傾斜、水分状況等により植栽予定地と周辺とで必ずしも一致するとは限らないので注意が必要です。適地適木の前提に従って、それぞれの環境に適合する樹種を選定することとします。

また、スギ苗の選定については、小花粉スギ等の花粉症対策品種の導入に努めることとします。

対象樹種とその植栽本数は下表を基準とし、植栽地の状況、苗木や品種の特性等を総合的に勘案するとともに、生産目標や森林の多面的機能の維持増進を考慮して適切に定めることとします。

また、特定苗木（成長に優れたエリートツリー）や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の選定に努めるとともに、低密度植栽の導入を推進することとします。

【表 3-6】人工造林樹種及び植栽本数一覧表

樹種	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
植栽本数 (ha 当たり)	3, 00 0本	3, 00 0本	3, 00 0本	2, 30 0本	3, 00 0本	3, 00 0本

注) 育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の基準に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚幼樹の発生状況に応じて調整することとする。

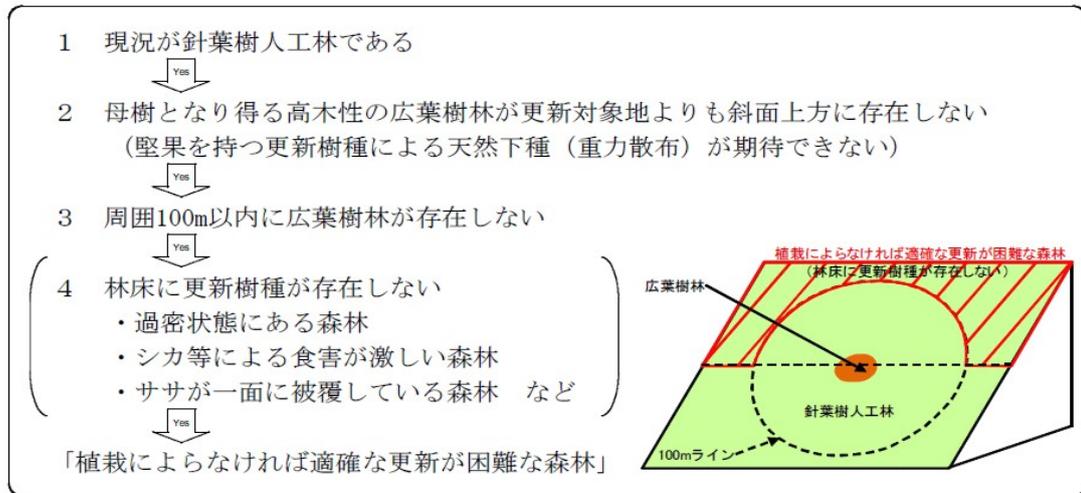
(2) (略)

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

人工林を伐採し天然更新を計画する場合は、近隣の伐採跡地や若齢の造林地における天然更新の立木の生育状況、人工林の林床や地表に生育する若齢木及び前生稚樹の有無、周囲の種子の供給源となる広葉樹林の有無などから天然更新の実施の可否を判断します。その判断の結果、天然更新による森林化が期待できない森林である場合は、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定め、適確な更新を確保します。

ただし、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

【表 3-14】「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の設定について



(平成24年3月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』を参考としました。)

なお、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の設定基準及び設定区域は、市町村森林整備計画において定めるものとします。

(4) その他

該当なし

第3 森林の整備

1～3 (中略)

4 林道等路網の整備

(1)～(2) (略)

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方

『長野県林内路網整備指針』11頁の「施業団地の設定」に即し、短期間の伐採・搬出だけを想定するのではなく、森林の状況に応じて、目標とする将来の森林の姿や施業方法を検討して効率的な森林施業が推進できるよう区域の設定を行います。

基本的には、木材生産機能維持増進森林は、低コスト林業の実現するために路網整備を推進する路網整備等推進区域に設定することを基本とします。

(4) 路網の規格・構造についての考え方

長野県内の路網整備に当たっては、適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき路網づくりを行うこととします。

【表3-23】路網の規格・構造の根拠

規格・構造の根拠	備 考
林道規程	昭和48年4月1日 48 林野道第107号 林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成22年9月24日 22 林整第602号 林野庁長官通知
森林作業道作設指針	平成22年11月17日 22 林整第656号 林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成23年4月15日 23 信木第39号 林務部長通知
長野県森林作業道作設指針	平成23年8月1日 23 森推325号 林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成24年3月23日 23 信木第542号 林務部長通知

(5) 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、国で定める「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号 林野庁長官通知）」に則して傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により搬出することとします。

(6) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当なし

第6 計画量等

1 伐採立木材積

地域特性、木材の需要動向、資源構成等を勘案しながら資源予測を行い、伐採から植林・森林整備に至る再生循環の仕組みが持続する地域林業の構築を目指し、伐採量を計画しました。

(単位 材積：千m³)

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	2,645	2,509	136	477	382	95	2,168	2,127	41
前半5カ年の 計 画 量	1,504	1,431	73	313	263	50	1,191	1,168	23

2 間伐面積

第6の1により定める間伐に係る伐採立木材積、人工林森林資源量等を勘案して定めまし
た。

区 分	間 伐 面 積
総 数	16,012 ha
前半5カ年の 計 画 量	8,935 ha

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

第6の1伐採立木材積の計画数量及び植栽実績を基礎として、以下の考え方により造林面積を計画しました。

- ・単層林の拡大造林(人工林以外の箇所への人工造林)は原則として計画しない。
- ・天然林の伐採跡地は全て天然更新とする。
- ・上記のほか、樹下植栽及び天然更新による育成複層林の導入を計画する。

区 分	現行計画			変更計画		
	人工造林	天然更新	計	人工造林	天然更新	計
総 数	1,966ha	580ha	2,546ha	<u>2,164ha</u>	<u>382ha</u>	2,546ha
前半5カ年の 計 画 量	1,045ha	301ha	1,346ha	<u>1,144ha</u>	<u>202ha</u>	1,346ha

4 林道等の開設及び拡張に関する計画

ア 総括表

(単位 延長:m)

樹立	開設(新設)			開設(改築)			樹立	拡張(改良)			拡張(舗装)					
	路線数	路線延長		路線数	路線延長			「箇所数」	路線延長		路線数	路線延長				
		前期	後期		計	前期			後期	計		前期	後期	計		
計画区計	34	193,610	117,311	310,921	5	185	5,649	[379]	80	17,784	26,018	43,802	48	13,595	55,536	69,131
林道	34	13,610	50,311	63,921	5	185	5,649	[379]	80	17,784	26,018	43,802	48	13,595	55,536	69,131
森林作業道		180,000	67,000	247,000												
長野地区計		133,410	87,531	220,941	5	185	5,649	[285]	45	7,222	16,490	23,712	35	13,595	37,183	50,778
長野市	19	5,200	32,079	37,279	3	171	2,441	[159]	18	6,350	10,310	16,660	14	6,191	11,605	17,796
須坂市	3	200	4,600	4,800	1	0	3,008	[28]	6	432	2,000	2,432	3	0	5,100	5,100
千曲市	6	410	4,452	4,862	1	14	186	[66]	14	140	2,680	2,820	13	5,504	10,279	15,783
坂城町	0	0	0	0	0	0	0	[0]	0	0	0	0	0	0	0	0
小布施町	0	0	0	0	0	0	0	[0]	0	0	0	0	0	0	0	0
高山村	0	0	0	0	0	0	0	[15]	4	200	400	600	2	1,000	4,269	5,269
信濃町	2	6,000	0	6,000	0	0	0	[0]	0	0	0	0	0	0	0	0
飯綱町	1	600	1,400	2,000	0	0	0	[0]	0	0	0	0	0	0	0	0
小川村	0	0	0	0	0	0	0	[17]	3	100	1,100	1,200	3	900	5,930	6,830
林道 計	31	12,410	42,531	54,941	5	185	5,649	[285]	45	7,222	16,490	23,712	35	13,595	37,183	50,778
森林作業道		121,000	45,000	166,000												
北信地区計		60,200	29,780	89,980	0	0	0	[94]	35	10,562	9,528	20,090	13	0	18,353	18,353
中野市	2	0	6,280	6,280	0	0	0	[12]	2	100	2,000	2,100	1	0	500	500
飯山市	1	1,200	1,500	2,700	0	0	0	[5]	5	0	950	950	5	0	4,200	4,200
山ノ内町	0	0	0	0	0	0	0	[32]	14	3,830	400	4,230	0	0	0	0
木島平村	0	0	0	0	0	0	0	[25]	6	380	1,500	1,880	2	0	1,796	1,796
野沢温泉村	0	0	0	0	0	0	0	[8]	5	0	4,428	4,428	3	0	8,707	8,707
栄村	0	0	0	0	0	0	0	[12]	3	6,252	250	6,502	2	0	3,150	3,150
林道 計	3	1,200	7,780	8,980	0	0	0	[94]	35	10,562	9,528	20,090	13	0	18,353	18,353
森林作業道		59,000	22,000	81,000												

※林道とは、林道、林業専用道をいう。

※本総括表の内、開設(新設)は森林作業道の延長を含むものとし、(2)イ箇所別表と一致しない。

工 路網計画 拡張(改良)路線別表

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区域	前半5力 年計画	路線 番号	備考
			地区名	市町村名						
拡張 (改良)	自動車道	林道	長野	長野市	東 豊	[6] 500	(292) 431		02019	幅員改良
					三 登 山 山 麓	[3] 300	637		02229	法面保全
					朝 日 山	[5] 500	491		03021	法面保全
					倉 科 坂	[3] 250	181		04448	法面保全
					桐 宮	[3] 250	155		04796	法面保全 局部改良
					御 林	[2] 150	414	○	03139	法面保全
					高 岡 山 新 田	[4] 310	640		02021	法面保全
					山 の 神	[2] 500	204		02020	幅員改良
					立 山	[1] 100	16	○	06049	局部改良
					釜 岩	[10] 700	644		02230	法面保全 局部改良(橋)
					大 川	[33] 3,000	(4,157) 2,255	○	01003	局部改良 法面改良
					西 岳	[30] 3,000	(366) 322		02169	局部改良
					土 倉	[30] 3,000	348		03175	局部改良
					五 百 山	[2] 100	91	○	40178	局部改良
					左 右 前 山	[4] 200	102		40175	局部改良 法面保全
					津 上	[8] 400	130		04799	局部改良 法面保全
					池 の 平	[8] 400	37		40176	局部改良 法面保全
					聖 山 頂	[5] 3,000	306	○	03314	法面保全
					計18路線 計159箇所 前期 後期	16,660 6,350 10,310				
					須坂市	米 子 不 動	[3] 332	(1,018) 816	○	02005
				大 谷 不 動		[3] 300	796		02004	交通安全 法面保全
				栃 平		[10] 1,000	((50)) 614		02155	局部改良 交通安全 法面保全
				月 生		[5] 500	152		03086	交通安全 法面保全
				熊 野 権 現		[2] 200	28		05426	交通安全 法面保全

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区域	前半5力 年計画	路線 番号	備考
			地区名	市町村名						
拡張 (改良)	自動車道	林道	長野	須坂市	戸谷沢	[5] 100	((60)) (614) 238	○	04668	局部改良 法面保全
					計6路線 計28箇所 前期 後期	2,432 432 2,000				
				千曲市	更埴坂城	[6] 200	670		02231	局部改良 法面保全
					芝平樽滝	[7] 440	640		02167	局部改良 法面保全
					不動滝	[6] 340	524		02002	局部改良 法面保全
					古家	[6] 200	95		40127	法面保全
					更埴大岡	[3] 180	((23)) 52		40124	局部改良 法面保全
					大洞	[2] 60	74		04613	法面保全
					宮坂支	[4] 190	62		05214	法面保全
					佐野山	[5] 500	101		40125	法面保全
					猿ヶ馬場	[2] 80	158	○	04786	局部改良
					山の神	[3] 60	60	○	04004	局部改良
					冠着山	[6] 210	236		03008	法面保全
					北山	[3] 270	57		04008	法面保全
					久露滝	[3] 90	58		40131	法面保全
					権治郎	[10] 400	35	○	05253	局部改良
					計14路線 計66箇所 前期 後期	3,220 540 2,680				
					高山村	湯沢	[6] 200	((96)) 1,192		02008
				山田入		[4] 200	((142)) 414		02009	局部改良
				天神原		[2] 100	167	○	04421	法面保全
				中日影		[3] 100	233	○	02226	局部改良 法面保全
				計4路線 計15箇所 前期 後期		600 200 400				

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区域	前半5力 年計画	路線 番号	備考	
			地区名	市町村名							
拡張 (改良)	自動車道	林道	長野	小川村	李 平	[10] 1,000	581		02023	局部改良 法面保全	
					上 和 桐 山	[5] 100	703		02117	局部改良 法面保全	
					山 中	[2] 100	53	○	04375	法面保全	
					計3路線 計17箇所 前期 後期	1,200 100 1,100					
			長野計	計45路線 計285箇所 前期 後期	24,112 7,622 16,490						
			北信	中野市	矢 崎	[2] 100	88	○	40147	局部改良 法面保全	
					間 山 桜 沢	[10] 2,000	270		03403	法面保全	
					計2路線 計12箇所 前期 後期	2,100 100 2,000					
				飯山市	上 新 田	[1] 200	85			40236	局部改良
					入 山	[1] 150	86			03067	局部改良
		福 島 北 入			[1] 200	116			04069	局部改良	
		塔 ノ 原			[1] 300	68			04073	局部改良	
		神 戸			[1] 100	65			40238	局部改良	
		計5路線 計5箇所 前期 後期			950 0 950						
		山ノ内町		丸 山 中 津 川	[2] 100	1,214	○		01041	局部改良 法面保全	
				金 倉 竜 王	[2] 230	1,170	○		02014	橋梁改良 局部改良	
				倉 下	[4] 1,500	1,029	○		02015	橋梁改良 局部改良	
				乗 廻	[2] 200	137	○		04015	局部改良	
			前 坂 臂 出 原	[1] 100	101	○		04526	局部改良		
			横 倉	[3] 300	361	○		03015	局部改良		
			上 条 山	[1] 100	205	○		03319	局部改良		
			角 間 入	[5] 500	1,364	○		02012	局部改良		
			貝 鐘	[1] 100	157			04784	局部改良		
			ビ ッ タ リ	[1] 100	133	○		04554	局部改良		

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区域	前半5力 年計画	路線 番号	備考			
			地区名	市町村名									
拡張 (改良)	自動車道	林道	北信	山ノ内町	三 沢	[3] 300	251	○	09079	局部改良			
					菅 入	[3] 300	209		03162	局部改良			
					笠 岳	[2] 200	44	○	03152	隧道改良 局部改良			
					中 津 川	[2] 200	95	○	03285	橋梁改良 局部改良			
					計14路線 計32箇所 前期 後期	4,230 3,830 400							
				木島平村	清 水 平	[10] 380	((50)) (1,111) 231	○	02140	局部改良 法面保全			
					猿 ケ 沢	[4] 200	(173) 118		03489	局部改良			
					中 の 沢	[2] 100	57		40160	法面保全 局部改良			
					三 沢	[2] 100	75		04022	局部改良 法面保全			
					内 山	[2] 100	180		04785	局部改良 法面保全			
					カ ヤ の 平	[5] 1,000	(20) 297		03184	局部改良 法面保全			
					計6路線 計25箇所 前期 後期	1,880 380 1,500							
					野沢温泉村	中 尾	[4] 180	(166) 214		03019	法面保全		
				柄 沢		[1] 300	(100) 180		03440	局部改良			
				幕 野		[1] 1,314	105		40164	幅員拡張			
				池 田 峰		[1] 1,223	86		04023	幅員拡張			
				本 沢		[1] 1,411	104		40161	幅員拡張			
				計5路線 計8箇所 前期 後期		4,428 0 4,428							
				栄村	秋 山	[10] 5,000	(1,027) 867	○	01038	橋梁改良 法面保全			
					青 倉	[2] 250	(61) 211		03182	局部改良			
					栄	[1] 1,252	((90)) (2,858) 5,215	○	01042	交通安全			
					計3路線 計12箇所 前期 後期	6,502 6,252 250							
				北信計				計35路線 計94箇所 前期 後期	20,090 10,562 9,528				

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区域	前半5カ 年計画	路線 番号	備考
			地区名	市町村名						
			計画区計		計80路線 計379箇所 前期 後期	44,202 18,184 26,018				

※()内の数字は、国有林面積。(())の数字は、官行造林地面積。